

7. ドイツ

(1) 教育制度

ドイツ（ドイツ連邦共和国）は、16州から構成される連邦国家である。教育に関する基本的な権限は各州が有しており、それぞれの州に文部省（名称は州により異なる）が設けられ、教育政策を立案・実施している。州による学校制度や教育政策の違いを調整する機関として、各州文部大臣会議が常設されており、そこでの協定や決議を通して、基本的な枠組が確保されている。連邦政府には教育研究省が設けられているが、その権限は高等教育や学術研究など一部に限られており、初等中等教育に関する権限はほとんど有していない。

各州文部大臣会議は、IEAによる「国際数学・理科教育動向調査（TIMSS）」、OECDの「生徒の学習到達度調査（PISA）」の結果等を受けて、学校教育の質の向上のための措置に取り組んでいるが、その一つに「教育スタンダード（Bildungsstandards）」の設定がある。各州文部大臣会議は、2003年10月に中級修了証（第10学年）のためのドイツ語、数学、第一外国語（英語／フランス語）、2004年10月にハウプトシューレ修了証のためのドイツ語、数学、第一外国語（英語／フランス語）、基礎学校（第4学年）のためのドイツ語、数学、2004年12月に中級修了証（第10学年）のための生物、化学、物理の教育スタンダードを決議した。

これらの教育スタンダードは、各州の学習指導要領の目標・内容に影響するものであり、また教科書の検定に際しては学習指導要領の目標・内容に一致していることが求められていることから、教科書の内容にも一定の影響を及ぼすものと思われる。

義務教育の開始年齢や年限は、各州が法律で規定している。開始年齢はすべての州で満6歳であり、年限は多くの州で9年（ベルリン、ブランデンブルク、ブレーメン、ノルトライン・ヴェストファーレンの4州は10年）となっている。

各州の学校制度は、初等教育段階は4年制の基礎学校（Grundschule）で、それに続く中等学校が生徒の能力・適性に依じて5年制のハウプトシューレ（基幹学校、Hauptschule）、6年制の実科学校（Realschule）、8年制または9年制のギムナジウム（Gymnasium）に分かれる、いわゆる三分岐型の制度が基本となっている。しかし、一部の州では基礎学校が6年制（ベルリンとブランデンブルクの2州）である、一部の州・地域では3つの種類の中等学校の区分をなくした総合制学校（Gesamtschule）が設けられている、ハウプトシューレと実科学校の両方の課程を有する学校（名称は中間学校（Mittelschule）、通常学校（Regelschule）、中等学校（Sekundarschule）、地域学校（Regionalschule）など）が設けられているなどの違いがある。

前期中等教育の最初の2学年（第5・6学年）は、適切な進路選択を可能にするための観察指導段階（名称は州により異なる）とされている。

ギムナジウムは伝統的に、大学進学希望者が主として就学する第5学年から第13学年までの9年制の学校であったが、ほとんどの州で8年制への移行が進められている。ギムナジウムの最終3学年（2学年）はギムナジウム上級段階（gymnasiale Oberstufe）とされ、選択制による履修が導入されている。それぞれの教科について基礎的な水準の学習を行う

II. 教科書制度と教育事情

基礎コース（Grundkurs）と専門的な学習を行い授業時数も多い重点コース（Leistungskurs）が提供され、生徒は重点コース（教科）を少なくとも二つ履修するが、そのうちの一つはドイツ語、外国語、数学、自然科学科目（物理、化学、生物）のいずれかでなければならないとされている。ギムナジウムの修了に当たって、この重点コース（教科）二つを含む四つのコース（教科）の試験（アビトゥア試験と呼ばれ、通常、三教科は記述式の筆記試験、一教科は口述試験）が行われる。試験の問題については、従来、各ギムナジウムが作成して州文部省の承認を得るという州が多かったが、現在ではほとんどの州で州文部省が統一的に作成している。この試験の成績と、基礎コース（教科）と重点コース（教科）の平常の成績（6段階評価を0～15点に換算）とが総合判定され、合格者に、ギムナジウムの修了資格であると同時に大学入学資格であるアビトゥアがギムナジウムごとに設けられている試験委員会（学校監督庁から委員長として委託された者（視学官等）、校長、教員により構成）から授与される。（各州は、ギムナジウム上級段階における履修について協定を結んでいる。2008年10月にこの協定（「中等段階Ⅱにおけるギムナジウム上級段階の形成に関する協定」）が改訂され、従来よりも規定を簡略にし、詳細を州に委ねるという方向が示された。）

アビトゥア試験の筆記試験は論述式であるが、試験対策用の問題集が公刊されている。また、各州文部大臣会議はアビトゥア試験の教科ごとにその水準や内容について統一的試験基準（EPA、法的拘束力はない）を定めているが、そこには問題例も示されている。

アビトゥアを取得すると、希望する大学の専攻の入学定員を志願者数が上回らない限り、入学手続きをとるだけで（無試験で）大学に入学することができる。志願者が入学定員を上回る専攻については、入学制限が行われ、アビトゥアの点数やアビトゥア取得後の期間（待機期間）に基づき、中央学籍配分機関（ZVS）による入学者の選考と配分が行われる。中央学籍配分機関による選考と配分は、従来、アビトゥアの点数と待機期間により行われており、大学が入学者の選考に関与することはなかったが、現在は、入学制限が行われている専攻（生物学、医学、薬学、心理学、獣医学、歯学）について、入学定員の20%がアビトゥアの点数、同じく20%が待機期間、60%が大学による選考により、入学者が決定されている。

なお、基礎学校は学級担任制であるが、中等教育段階のハウプトシューレ、実科学校、ギムナジウム等では、教科担任制がとられている。

また、ドイツの学校は、伝統的に、昼過ぎには授業が終わる「半日学校（Halbtagschule）」が一般的であったが、OECDの生徒の学習到達度調査（PISA）の結果が不振であったことなどから、午後遅くまで在校時間を延ばして補習や課外活動などを行う「全日学校（Ganztagschule）」の導入が、連邦教育研究省のイニシアチブにより進められている。

（2）義務教育段階の教科書

1）教科書の法的位置づけ

教科書について、法令上の定義がみられる州とみられない州がある。例えば、バーデン・ヴュルテンベルク州の教科書認可規程は、「ある特定の学校種やある特定の学校形態の教科カリキュラムを、その目的と内容に応じて実施するために用いる、児童生徒用の印刷物」

Ⅱ. 教科書制度と教育事情

と定義し、ニーダーザクセン州文部省の教科書の認可、採択、使用に関する通達（Erllass）は、「本通達における教科書とは、授業において長期間主要教材として使用される、授業目的のための特定の生徒用印刷物」と規定している。

各州の文部省により教科書の検定制度がとられている。検定は、州により若干の違いはあるが、およそ、発行者から州文部省への申請、州文部省による外部の調査員（通常2～3名の教員）への審査委託、調査員による審査の実施と意見書の作成・提出、州文部省による決定というプロセスをたどる。審査の基準は、各州の文部省が法令で定めており、①憲法や法令に違反していないこと、②学習指導要領に示された目標・内容に一致していること、③学問の水準に即したものであること、④生徒の年齢に即したものであること、などである。

なお、出版社は教科書だけでなく、それに対応する教師用指導書、ワークブック等も刊行している。教師用指導書の使用は、教員それぞれに任されている。

2) 教科書の使われ方

各州は、直接的に教科書の使用義務について法令で規定していない。ただし、教科書の定義についての条文中に「授業において長期間主要教材として使用される」（ニーダーザクセン州通達）という文言がみられる場合がある。

教科書が家に持ち帰られるか、教室に置かれているかは、ケースバイケースである。また、以前に使用されていた教科書、教師宛に見本として送られてきた複数の出版社の教科書が教室に置かれている場合もある。授業では、教科書が主として使われる、教師の作成した課題プリントが主として使われる、教室に備えられた書籍や資料が使われるなど、多様な方法がとられている。

3) 採択

各州の文部省による検定を経た教科書は、州文部省が作成する教科書リストに自動的に掲載され、そのリストの中から、各学校が採択する教科書を決定する。各学校における決定は、当該教科の担当教員により構成される教科教員会議、全教員により構成される全体会議で行われるが、教科教員会議の決定に基づき、教員の全体会議で決定するという州が多いようである。教科教員会議は、州文部省が公表する教科書リストの中から採択を希望する教科書を決定し、校長を通じて全体会議に提案し、全体会議が最終的な決定を行う。地方教育行政機関（学校監督庁）が教科書の採択に関与することはない。

4) 有償／無償，給与／貸与

教科書の無償貸与制度が基本である。第二次大戦後の紙不足の頃から、教科書は貸与されてきた。教科書無償制度は、州により、その種類、範囲、手続きが多様であるが、①無償貸与（Lernmittelausleihe）、②一定額負担貸与（Pauschalsystem）、③一部無償給与（Bonus-system, Zuschuss-System）という3つに類型化される。

無償貸与においては、すべての生徒及び学校種類について教材が親の負担なしで貸与される「純粋な」貸与と、例外を含む貸与とが区別される。なお、教科書無償ではなく、教材無償（Lernmittelfreiheit）とされているが、教材（Lernmittel）の範囲も、バイエルン州

Ⅱ. 教科書制度と教育事情

では主として教科書であるのに対し、他のほとんどの州ではワークブック、事典なども含んでいるなどの違いがある。

一定額負担貸与においては、親が負担する一定額が定められている。親が調達した教材は所有され、それ以外は貸与される。このシステムでは、親が負担する割合を定める方式と、親が負担する額（生徒一人当たりの額）を定める方式がある。

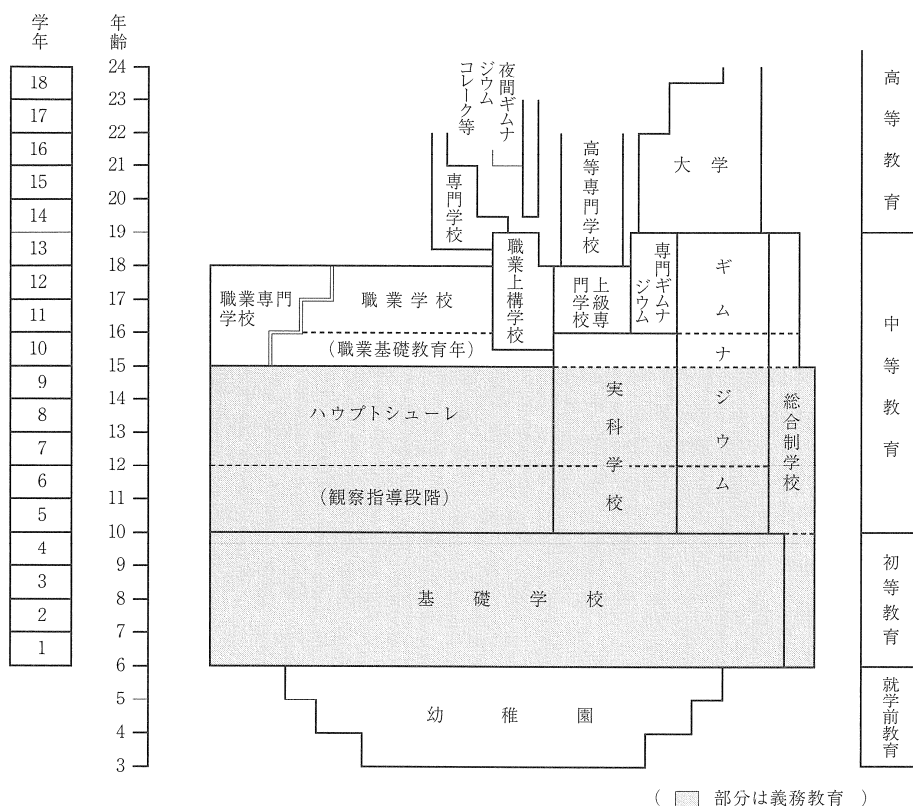
一部無償給与においては、教科書は親が自ら購入するか、与えられるかし、貸与は行われない。給与の基準は、親の収入、就学している子どもの数などである。

（３）義務教育以後の教科書

義務教育以後の教科書の法的位置づけ、使われ方、有償／無償、給与／貸与については、義務教育段階のそれと違いはない。ただし、教科書の採択について、州により、一部の教科について、検定を義務づけていない場合、一括して認可を行っている場合がある。

II. 教科書制度と教育事情

ドイツの学校系統図



- 就学前教育**——幼稚園は満3歳からの子どもを受け入れる機関であり、保育所は2歳以下の子どもを受け入れている。
- 義務教育**——義務教育は9年（一部の州は10年）である。また、義務教育を終えた後に就職し、見習いとして職業訓練を受ける者は、通常3年間、週に1～2日職業学校に通うことが義務とされている（職業学校就学義務）。
- 初等教育**——初等教育は、基礎学校において4年間（一部の州は6年間）行われる。
- 中等教育**——生徒の能力・適性に応じて、ハウプトシューレ（卒業後に就職して職業訓練を受ける者が主として進む。5年制）、実科学校（卒業後に職業教育学校に進む者や中級の職につく者が主として進む。6年制）、ギムナジウム（大学進学希望者が主として進む。9年制）が設けられている。総合制学校は、若干の州を除き、学校数、生徒数とも少ない。後期中等段階において、上記の職業学校（週に1～2日の定時制。通常3年）のほか、職業基礎教育年（全日1年制）、職業専門学校（全日1～2年制）、職業上構学校（職業訓練修了者、職業訓練中の者などを対象とし、修了すると実科学校修了証を授与。全日制は少なくとも1年、定時制は通常3年）、上級専門学校（実科学校修了を入学要件とし、修了者に高等専門学校入学資格を授与。全日2年制）、専門ギムナジウム（実科学校修了を入学要件とし、修了者に大学入学資格を授与。全日3年制）など多様な職業教育学校が設けられている。また、専門学校は職業訓練を終えた者等を対象としており、修了すると上級の職業資格を得ることができる。夜間ギムナジウム、コレークは職業従事者等に大学入学資格を与えるための機関である。
- なお、ドイツ統一後、旧東ドイツ地域各州は、旧西ドイツ地域の制度に合わせる方向で学校制度の再編を進め、多くの州は、ギムナジウムのほかに、ハウプトシューレと実科学校を合わせた学校種（5年でハウプトシューレ修了証、6年で実科学校修了証の取得が可能）を導入した。
- 高等教育**——高等教育機関として、大学（総合大学、教育大学、神学大学、芸術大学など）と高等専門学校がある。修了にあたって標準とされる修業年限は、通常、大学で4年半、高等専門学校で4年以下とされているが、これを超えて在学する者が多い。

（出典：文部科学省『諸外国の教育の動き 2007年度版』（明石書店、2008.8））

（長島啓記）